

平成30年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第2号～議案第8号
- 2 平成30年度施政方針
- 3 議案第9号～議案第29号 (降壇)

平成30年2月23日提出

伊佐市長

平成30年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第2号から議案第8号までについて説明申し上げます。

まず、議案第2号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第11号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定や経常経費を抑制した結果による事務経費の減額について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会運営に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、市税等過誤納還付金などに減額の措置を講じ、減債基金の積立に追加の措置を講じたほか、土地開発基金保有の土地の一括取得に要する経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金などに減額の措置を講じたほか、保育士の処遇改善に要する経費及び地域福祉基金への積立などについて追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金などに減額の措置を講じ、農林水産業費につきましては、鳥獣被害防止総合対策事業に要する経費などに減額の措置を講じたほか、農地利用最適化推進委員の成果報酬に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、公園管理に要する経費などに減額の措置を講じ、土木費につきましては、小水流団地

の建設に係る経費などに減額の措置を講じております。

消防費につきましては、伊佐湧水消防組合への負担金などに減額の措置を講じ、教育費につきましては、菱刈カヌー競技場艇庫の建設に係る経費などについて減額の措置を講じたほか、学校給食センターの維持補修に要する経費などに追加の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましても、減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入については、市税、地方譲与税、自動車取得税交付金、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入に増額の措置を講じ、利子割交付金、地方消費税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,167万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億5,931万9千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、菱刈庁舎管理事業ほか9件の事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為では、農業近代化資金利子補給補助金を追加し、地方債では、公営住宅建設事業ほか1件に限度額の変更を行う措置を講じたほか、災害復旧事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第3号「平成29年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳出において保険給付費に追加の措置を講じたほか、共同事業拠出金などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,044万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,528万2千円とするものであります。

次に、議案第4号「平成29年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などに減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,071万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,203万円とするものであります。

次に、議案第5号「平成29年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保健事業費などに減額の措置を講じたほか、広域連合納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,291万8千円とするものであります。

次に、議案第6号「平成29年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において事業費に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,430万2千円とするものであります。

このほか、地方債では、簡易水道事業に限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第7号「平成29年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において事業費に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,573万6千円とするものであります。

次に、議案第8号「平成29年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を142万2千円減額し、収益的収入の総額を4億452万3千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を1,406万5千円減額し、収益的支出の総額を3億6,627万5千円とするものであり

ます。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を50万円減額し、資本的収入の総額を7,678万円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1,205万9千円減額し、資本的支出の総額を2億4,548万7千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,870万7千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債及び議会の議決を経なければ流用することができない経費について、所要の措置を講じております。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

続きまして、平成30年度施政方針を申し述べ、市民の皆さま及び議員の皆さまにご理解とご協力をお願いするものであります。

近代日本の幕開けとなった明治維新から150年、今や成熟社会にある日本は、緊迫する北朝鮮情勢や急速に進む少子高齢化をはじめ、正に「国難」とも呼べる危機に直面しているとの認識に立ち、社会構造自体の大きな変革を余儀なくされる状況にあります。

人口構造の変化に加え、人工知能（AI）やIOTなどの技術革新による社会生活の変化など、人口減少の中

での日本社会のあり方が大きく移り変わろうとしています。

安倍内閣では、少子高齢化社会への対応を最大の課題として、「人生百年時代」を見据えた「一億総活躍社会」を創り上げるために「生産性革命」と「人づくり革命」を柱に掲げ、経済社会システムの大改革に挑戦するとしています。

そのために、子育てや介護の不安に向き合い「全世代型」の社会保障制度へと大きく改革し、「いくつになっても、誰にでも、学び直しとチャレンジの機会がある社会を創る」ために「働き方改革」を断行するなど、未来を見据えた新たな国創りに向けて動き出しています。

また、維新の原動となった鹿児島では、NHK大河ドラマをはじめ明治維新150周年記念事業や2020年かごしま国体の開催を契機としながら、長期計画となる「新たな県政ビジョン」がスタートします。

基本方向となる12の柱に加え「鹿児島のウェルネス」をキーワードとした横断的な施策の展開により、「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」と実感できる鹿児島を目指して、新たな時代を切り拓いていくとしております。

このような社会情勢の下、伊佐市もまた市制施行10周年という一つの節目を迎えることとなります。

これまでの10年間は、旧市町の手法の違いのすり合わせや地域バランスなどにも配慮しながら、「ひとつのまちを形成」していくことに重点を置き、どちらかと言え

ば、急激な変化を避けるかたちでの市政運営であったと振り返ることができます。

これからの10年は、伊佐市という「ひとつのまちとしての選択」を行いながら、将来を見据えたまちづくりを主眼とし、国になれば「2万5千総活躍地域」となって「オール伊佐」で迫りくる大きな変革の波に対応していかなければなりません。

平成30年度は、国民健康保険の新制度移行や、農政改革の一つである米の生産調整見直しなどの市民生活に大きく影響する制度改革があり、緊迫する北朝鮮情勢なども相俟って市民の不安感が広がる懸念があります。

市民の不安を少しでも軽減するためには、より確実かつ丁寧な行政対応に心がけるとともに、将来に向けた見通しを導き出し、施策を構築していくことが求められます。

特に人口減少下で過疎・高齢化が進む中では、近い将来において日常生活サービスや産業活力、地域支えあい、社会保障などの機能の低下が予測されるため、各分野が関連しながら新しい活力を生み出し、これまでとは異なる形で機能維持を図り、地域を再生していくことが命題となります。

そこで来年度は、「中長期的な地域経営の視点に立った改革」を実現するために、組織体制を整備し、各部署においては、「将来を見据えた今後5年間の施策設計」に取り組み、庁内横断的に検討・調整を進めながら、市民をはじめ産学官連携により地域の再生に向けて大きく前進する年としたいと考えております。

このような基本姿勢の下、「伊佐市総合振興計画」をはじめとする各種計画の実現に向けて、新年度の予算編成にあたり施策の方針として“6つの重点施策”を掲げました。

まず一点目は、「実効性の高い安全・安心なまちづくり」です。

あらゆる分野に関連する「安全・安心」に関しては、各々の対象ニーズを正しく分析し、適正な範囲でサービスを実行していくことが肝要であり、縮小社会にあるまちづくりでは、一律的ではなく、組合せや取捨選択により効率的で実効性の高いサービスへと切換えながら、持続性と安全性を確保していくことが必要となります。

老朽化が進む公共施設については、全てを維持管理、更新していくことが現実的に不可能であるため、統廃合や複合化を伴う公共施設の再配置に向けて、施設の現況調査や耐震診断などのデータ整備を行いながら、公共施設マネジメントの構築を図ります。

特に、現在2か所ある庁舎は、非効率的な面が多く、老朽度合いや財源の問題などからも、平成30年度中には新庁舎建設について方針を決めなければなりません。

「安全・安心なまちづくり」は、行政や民間のサービスだけで解決し得るものではなく、自治会やコミュニティ協議会などの自治組織や、ボランティアを含む各種団体などの「自助・共助・協働」による取組みが不可欠です。

これまでも多岐にわたり活動されておりますが、それぞれが抱える課題を主体的に解決していく「地域オリジナルの取組み」を促進すべく行政も可能な限りバックアップしてまいります。

地域内外との交流促進や、空き家を活用した地域活性化、日常生活サービス支援、移住者の受入れ環境づくりなど地域独自の新しい動きが生まれてくることを期待いたします。

医療・介護・福祉分野においては、地域医療体制の確保や高齢者を支える「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るとともに、子育てや障がい者の支援についても、引き続き行政が調整役として関係機関や地域との連携を深めながら支援体制の強化に努めます。

また、新たにスタートする第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険計画では、7つの重点施策を展開しながら、認知症対策や介護予防活動、ケアマネジメントの充実などにより自立支援や重度化防止を図ってまいります。

国民健康保険については、新制度移行に伴い県が新たに保険者に加わり、これまでの慢性的な赤字体質から脱却すべく改善努力を求められることになるため、医療費分析を行いながら各種予防対策を講じる一方、保険税の段階的な見直しに着手していかなければなりません。

予防対策では、特に“脳卒中”や“糖尿病・慢性腎臓病（CKD）の重症化”について国保事業とも関連付けながら取り組んでまいります。

市民の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの

生涯スポーツの推進に加え、「ポイントアップ事業」の充実を図るとともに、特定健診や各種保健指導と併せてセルフケアの習慣化を促進していきます。

子育て支援環境としては、新たに「聴覚スクリーニング検査」による新生児の聴覚障がいの早期発見を支援するとともに、乳幼児医療費に係る制度変更にも県と連携しながら対応してまいります。

また、産科や小児科等との連携、「ペアレントトレーニング」を通じた保護者支援や教職員、保育士、福祉関係者等の支援力アップの研修、市民参加型の保護者支援である「ファミリーサポートセンター事業」など引き続き円滑な支援体制の整備に努めます。

環境衛生面では、落成を目前に控えた新衛生センターをはじめとする各種処理施設の安定稼働に努めるとともに、増加する空き家対策や不法投棄対策など安全かつ衛生的な環境づくりに努めます。

災害等の有事への対応としては、地域や消防団と連携しながら市民の防災意識の高揚を図るとともに、Jアラートの更新などを進めながら効果的な情報伝達の手段を研究します。

職員を派遣している南三陸町や甲佐町については、弛^{たゆ}まぬご努力により復興のラストスパートに入った状況にありますので、復興支援と職員研鑽^{さん}として引き続き支援を行います。

次に二点目は、「やる気と成長性を支援する産業政策」です。

冒頭でも述べましたが、国策として人口減少や高齢化を前提とした社会づくりを目指し、大きな改革を実行している折、地方はさらにその先に行く現実に直面しております。特に後継者問題や日常生活サービスの確保などがより深刻化してくるため、女性や高齢者、移住者などの多様な方々の社会参画を促しながら、既存とは異なる新しいビジネススタイルをどのように生み出していくかが産業面においてもポイントとなってきます。

そのため未来への投資となるべく、成長性を重視した産業政策への転換を図り、若手経営者の育成による事業拡大や、業種転換による創業、スモールビジネスの起業などを積極的に支援します。

農林業については、国がE U経済連携協定の交渉妥結やTPP早期発効を目指す中で、米の生産調整見直しが始まるなど、生産者や関係団体などと連携しながら、一丸となって大きな変革の波に対応していかなければなりません。

農地の集積・集約や新規就農支援を進めながら、集落営農や法人化、規模拡大、経営の多角化などにより経営基盤の強化を図るとともに、品質や生産性の向上、新規作物の研究、新規需要の開拓など、国県事業も活用しながら、産学官連携により取り組んでいく必要があります。

また国の減反政策廃止や10月から加入受けが始まる収入保険制度などの情報提供に際しては、対象者への確実かつ丁寧な周知を行い、農家の不安軽減に努めます。

畜産では、昨年10月に設立した伊佐地区肉用牛連絡協議会を中心とした肉用牛振興の体制強化を図りながら、子牛取引価格全国1位を目標に品質の向上や規模拡大、高齢農家への飼育支援などを推進し、畜産農家の経営の安定・向上に努めます。

また家畜防疫対策としては、県や関係企業とも連携しながら農家の防疫対策の徹底を引き続き働きかけていきます。

農業水利施設などの農業生産基盤については、施設の劣化状況や利用状況などにより優先度を判断しながら、長寿命化のための適切な維持管理に努め、県との連携のもと計画的に事業導入を図っていきます。

林業については、森林経営計画に基づき計画的な間伐や育林に取り組みつつ、施業の集約化や路網整備により生産性・収益性の高い林業経営を促進するとともに、人工林伐採地への再造林を強化し、森林の多面的機能の維持に努めます。

また、竹林資源をはじめとする特用林産物の付加価値の向上や、鳥獣害対策では侵入防止柵の設置や捕獲体制を確保しながら、処理施設の有効活用にも取り組みます。

商工業としては、県やふるさと会、立地企業等との連携を密にし、事業拡大や企業誘致による「働く場の確保」に努めるとともに、異業種連携による新たな事業展開の創出や、企業ガイダンス等を通じて地域や学校への理解を深めてまいります。

また、「地域経済の循環」を促進するために屋台村イベント支援やスタンプ会商品券の活用を継続しながら、起業・創業や新たな業種への挑戦などへの支援を拡充し、商店街の活性化を図ります。

人口減少下で“まちの活力”を維持するためには、「地域外との関わり方」も重要となり、交流人口の増加に加え、伊佐のファンや応援団ともいえる関係人口の増加にも取り組む必要があります。

ふるさと納税や都市部との交流などの展開を工夫し、関係人口の拡幅を図りながら、一方では、地域外からの経済波及のためにも、地域や企業、関係団体、DMOなどと一体となり、魅力的な食や特産品、交流体験メニューの提供に取り組んでいきます。

DMOにおいては、地域資源を活かした体験型ツーリズム観光や商品の開発などを促進し、人の流れを生み出しながら、人材育成を通じて“地元で稼げる”環境づくりを目指しており、特にウェルネスの基本となる“食”による心と体にやさしいサービスや産品づくりに力を注ぐとしており、引き続き連携を図りながら交流人口の増加に取り組めます。

そして、三点目には、「地域に密着した移住・定住の推進」を掲げました。

これまでの移住・定住施策は、地理的要因や働き口の問題などから、Uターンや退職後のIターン者が中心となっていました。

しかし、東京一極集中が続く中であっても、都市生活

に満足していない若者なども数多く存在し、心の豊かさや自己実現を求めて地方へ移住する動きが全国的にも増えつつあります。

そこで、伊佐の魅力を効果的に発信し、交流人口や関係人口を増やしていきながら、伊佐を好きになった方が移住し、地域で活躍しやすい、受入れ環境をどのようにつくれるかが鍵になります。

そのためにまず、先輩移住者や地域おこし協力隊などの力を借りながら、いろいろな形の“伊佐での暮らし方”を提案・発信し、地域と移住者の双方が望む移住・定住のあり方を地域と一体となって構築していきます。

また、市内での住み替えや移住者の誘致により集落の活性化を図るために、各集落の主体的な受入れ態勢づくりを促しながら、空き家・空き店舗バンクを有効活用し、移住や住み替えに際しての空き家の増改築やビジネス創業などの支援策も充実します。

重点施策の四点目は、「魅力ある地域教育・地元進学
の環境づくり」です。

教育委員会では、平成30年度からの5年間について「伊佐市教育振興基本計画の後期計画」を指針として教育行政を進めていくこととなります。

「伊佐市教育大綱」と同調し、引き続き「伊佐のふるさと教育」を推進するために「地域と学び、未来に生かすふるさとづくり」と、「伊佐らしい教育、文化の創造」を掲げ、学校・家庭・地域コミュニティ・企業等との連携の下に着実な計画推進に努めてまいります。

学校教育については、タブレット等のICT機器を積極的に活用し、確かな学力の定着と知識技能の活用を図るとともに、これまでの研究成果を活かした小学校の英語教育早期化への対応や、小中一貫教育による年間を通じた交流などを推進し、一方では、コミュニティスクールの輪を広げながら地域と一体となった学校づくりに努めます。

また、心身ともにたくましい山坂達者な子どもたちの育成を目指して、体力、気力の充実を図るとともに、「郷土の発展に尽力した人々」を発行するなど特色ある「伊佐のふるさと教育」を進めてまいります。

教育施設関係では、伊佐市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、各施設の状態を把握しながら、より具体的な個別施設計画を平成32年度までに策定し、事後保全型から予防型保全や状態監視保全へと切り替え、施設の再編や長寿命化を図れるよう取り組みます。

地元高校の振興については、様々な分野で中高連携を図り、市の独自事業を通じて各校の魅力化の取組みを支援し、また特別支援学校についても議会や関係団体とともに積極的な誘致活動を行うなど、地元の学校に地元の子どもが通い、地域と共に活動しながら育つ環境づくりを目指します。

社会教育では、明るく元気なまちづくりの基本となる「伊佐さわやかあいさつ運動」を継続して実施し、異年齢交流での体験活動を通じた青少年の健全育成、生涯学習講座の充実などを地域とともに展開し、生涯現役として地域社会に役立つ学びを推進します。

文化の振興としては、地域にある文化財や郷土芸能などを価値あるものとして伝承し、良質の文化芸術の提供と市民の自主的な文化活動への支援を行いながら、特に市制10年記念文化事業や子どもたちの意欲的な文化活動を通して、更なる伊佐の文化の高揚が図られることを期待しています。

五点目は、「スポーツによる地域活性化」です。

スポーツに関しては、主体的な健康づくりに加え、仲間づくりや自己実現の場として大きな役割を果たすものとの認識に立ち、地方創生の一つに「健幸づくりスポーツの推進」を位置付けています。

そのため、子どもから高齢者・障がい者まで、年齢や身体状況に応じてスポーツを楽しめるよう、市体育協会をはじめ、地域や関係部署と協力してスポーツにふれあう機会を増やし、市民が自発的に生涯にわたりスポーツに親しむ地域づくりに取り組めます。

競技スポーツとしては、各種競技団体と連携し、選手の底辺拡大や技術力向上に努めるとともに、特にカヌー競技については、新艇庫を有効に活用し、体力強化や各種研修を通して地元選手の育成・強化を図り、来たる全国高校総体やかごしま国体を成功に導くよう一体となって準備を進めます。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催も一つの要因となり、全国各地でスポーツを通じた地域振興への取組みが広がっています。

本市でも国体等の開催を契機に、リバースポーツを先導として地元にある人材や環境を活かした合宿誘致、体験型アクティビティによる地域振興を図るために、インストラクターや宿泊施設、飲食店などと連携し、魅力的な受入メニューの提供・情報発信を工夫しながら、受入れ態勢を整備してまいります。

最後に六点目は、「中期的な経営計画の再構築」です。

冒頭でもふれましたが、合併後10年を迎えるにあたり、伊佐市という「ひとつのまちとしての選択」を行いながら、社会の大きな変化に対応すべく、将来を見据えた行政運営を行わなければなりません。

そのためにも事業評価のもと事業見直し・改善を図りながら、実施計画や財政計画の精度を高め、特に公共施設マネジメントや行政業務の改革については専門部署の設置により重点化を図り、中長期的な経営展望を具体化していきます。

特に今後の行財政運営に大きく影響する公共施設の維持管理・更新に関しては、策定済の橋りょうや公営住宅を除く、各分野の公共施設についてもここ2～3年を目途に個別施設計画（長寿命化計画）の策定に取り組むとともに、維持管理・更新のためのデータ管理方法を研究するなど公共施設マネジメントの構築を図ります。

また、公共施設の再編の足掛かりともなる新庁舎建設について新庁舎建設検討委員会を中心に慎重かつ迅速に検討を進めていきます。

行政業務の改革としては、統合による新庁舎建設の動

向が大きく関わりますが、事務効率化や民間活力の導入などの具体化を検討し、人員体制や研修システムも含めた改革のロードマップの作成に着手していきます。

以上、“6つの重点施策”についてご説明いたしました。

平成30年度はこの他、市制施行10周年事業として、記念式典や各種記念事業、市民提案による自主事業など、幅広い分野で市民と共に記念となる年を祝おうと計画しております。

また、今後の伊佐市の活性化に向けて、鹿児島大学との包括連携協定の締結や民間との共同事業など、新たな産学官連携の形を築いてまいります。

平成30年度の一般会計の当初予算総額は、前年度比較で約25億円の減少となる153億円を計上しました。

過去10年間の当初予算総額の推移をみると、合併後139億円でスタートし、毎年徐々に上昇しながら平成26年度には161億円、平成29年度の178億円まで右肩上がりに増加してきました。

ここ5年間の予算規模拡大の主な要因であった新衛生センターや市営住宅の建設などが終了しますので、新年度においては、人口減や地方交付税の減少を考慮しますと、少しでも合併当初の予算規模に近づけるようにしなければ、今後の伊佐市の持続的な行政運営は難しくなるという自覚の上に立って予算編成を行いました。

一方、地方債残高の推移については、平成21年度の147

億円から徐々に減少し、平成25年度の132億円を下限に再び増加に転じ、平成29年度末には168億円まで積み上がります。

新年度を165億円と試算しましたので、地方債残高が当初予算総額を上回る状況となります。

中長期の財政を運営していく場合に上記の予算額と地方債残高の他に、基金残高とりわけ財政調整基金残高がとても重要になります。

合併後29億円でスタートし、合併特例の優遇策を各事業に取り入れながら、不要不急なものを見直し、将来の大きな事業を考慮して基金積立に努力した結果、平成27年度64億円の残高となりました。

しかしながら、その後徐々に取り崩して今年度は54億円まで減少する見込みです。

過去の数字やデータは客観的な事実として状況を表わしますので、これを正しく分析しながら行政経営を行わなければなりません。

フランスの作家ポール・ヴァレリーの「湖に浮かべたボートを漕ぐように、人は後ろ向きに未来へ入っていく。目に映るのは過去の風景ばかり、明日の景色は誰も知らない。」という言葉に出会ったことがあります。

「なるほど、そうだなあ〜」と思いながら合併後の10年間を振り返ると、県民体育大会伊佐大会や映画「半次郎」の撮影から始まり、合併5周年記念事業や新曾木大橋の開通など様々な出来事が思い出されます。

また昨年は、海音寺潮五郎先生没後40年記念にて加来耕三先生の講演を拝聴し、「立ち止まって歴史を考えてみる」ということの大切さを実感しました。

そして今、放映中のNHK大河ドラマ「西郷どん」が明治維新の意味をもう一度考える機会になっています。

私たちは現在から過去を見ているので、その結果を基に判断し、時には飛躍して行き過ぎた論評をしてしまいがちです。

その時代の当事者にとっては、様々な境遇にあって各々が複雑な思いを抱え、誰もが未来を信じて一所懸命に生きていたはずです。

ポール・ヴァレリーの言葉を紹介しましたが、同じボートでもカヌーやドラゴンボートならば逆のことが言えるのではないかと気づきます。

すなわちそれらは前を向いて漕いでいます。私たち伊佐市も前を向いて漕いでいかなければなりません。

私たちは数字としての過去のデータをしっかり理解し、時には立ち止まって振り返り、そして見える風景は必ず現在と未来を念頭に漕いでいきたい。

冒頭でも申し上げましたが、将来を見据えたまちづくりを主眼とし、「オール伊佐」で迫りくる大きな変革の波に対応していかなければなりません。

西郷隆盛の名言の一節である『己を尽くして人を咎め
ず。我が誠の足らざるを常にたずぬるべし。』をいつも
心に問いながら市政運営に尽くしてまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

次に、議案第9号「平成30年度伊佐市一般会計予算」
について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億3,981万6千円を計上して
おります。

次に、総務費につきましては、16億8,811万6千円を計
上いたしました。

主な事業として、コミュニティ協議会運営、自治会活
性化交付金、地域おこし協力隊、市制10周年記念事業に
要する経費などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、59億241万5千円を計上
いたしました。

主な事業として、国民健康保険事業及び介護保険事業
などの特別会計への繰出し、高齢者の入所措置費、児童
手当の支給、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、
生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、11億7,498万6千円を計
上いたしました。

主な事業として、保健衛生費においては、病院群輪番制病院運営事業、在宅当番医制事業などに予算を措置しております。

また、清掃費においては、伊佐北始良火葬場管理組合及び伊佐北始良環境管理組合（未来館）への負担金、一般廃棄物最終処分場維持管理事業、新衛生センター管理事業、旧衛生センターの解体設計などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、830万円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、12億959万6千円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金及び農業集落排水事業特別会計への繰出しなどに予算を措置しております。

また、林業費においては、鳥獣被害総合対策、林道整備、橋梁の点検診断などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、2億3,055万5千円を計上いたしました。

主な事業として、移住・住み替え促進事業、ふるさと

納税者への返礼に要する経費などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、11億7,774万1千円を計上いたしました。

主な事業として、過疎債・辺地債での路線整備、道路の浸水対策や新設改良、橋梁整備などに予算を措置しております。

次に、消防費につきましては、7億2,022万2千円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水消防組合への負担金などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、11億8,122万6千円を計上いたしました。

主な事業として、市内高等学校の支援に係る経費のほか、中高生連携推進事業、全国高校総体及びかごしま国体の実行委員会補助金、教育施設の維持管理、学校給食センターの運営に係る経費などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、農林水産施設災害及び公共土木施設災害の現年災害の見込額1億4,918万1千円を計上しております。

このほか、公債費につきましては16億8,784万6千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3千万円を計

上しております。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源28.8%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源71.2%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153億円とするものであります。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第10号「平成30年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

平成30年度から、県とともに国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億1千万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第11号「平成30年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,400万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第12号「平成30年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,514万1千円とするものであります。

次に、議案第13号「平成30年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4千万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第14号「平成30年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算」について説明申し上げます。

この事業は、富士地区を給水区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,350万円とするものであります。

なお、「地方債」についても定めております。

次に、議案第15号「平成30年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算」について説明申し上げます。

この事業は、菱刈中央及び北部地区並びに平出水地区を対象区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億540万円とするものであります。

なお、「地方債」、「一時借入金」についても定めております。

次に、議案第16号「平成30年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数10,040戸、年間総給水量187万3,179立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億9,429万2千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用を計上し、水道事業費用の総額を3億5,953万4千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借入れる企業債等を計上し、収入の総額を4,600万円としております。

支出につきましては、木ノ氏地区配水管新設費などを計上し、支出の総額を2億1,028万4千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第17号「伊佐市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の基準等を市町村が条例で定めることとなったことから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第18号「伊佐市菱刈カヌー競技場艇庫の設置及び管理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」市町村^{ゆう}有施設事業により建設される伊佐市菱刈カヌー競技場艇庫の設置及び管理に関する事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第19号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、監査委員の報酬について、職責及び勤務状況等を考慮した水準に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、時間外勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法による算出方法に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「伊佐市菱刈生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、施設の老朽化による菱刈生活支援ハウスとしての用途廃止に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第22号「伊佐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う住所地特例の規定についての見直しに対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、第7期介護保険事業計画等による保険料の改定及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、字句を整理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「伊佐市衛生センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、衛生センターの移転に伴い、所在地を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「伊佐市都市公園条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で運動施設率を定めることとなったこと、公募設置管理制度の創設により、監督

処分の規定に公募設置等計画の認定が追加されたこと及び引用している条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、課税額に係る算定方式の変更及び税率の改定並びに持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の財政運営に係る制度として新たに国民健康保険事業費納付金が設けられることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「伊佐市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正に伴い、教育委員会事務局に置かれている文化スポーツ課がスポーツ推進課に改められることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「伊佐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊佐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地域包括ケアシステムの強化

のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「監査委員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、識見を有する者のうちから選任される監査委員である岩本松雄氏が本年3月31日をもって退職されることから、新たに寺師良一氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案28件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———